

改正案

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第 号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五百メートルの地点

点オ 点カから九十度千メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千百メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの

最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点エから九十度千メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

附 則

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

福島県漁業調整規則 新旧対照表 (案)

【新】改正案	【旧】福島県漁業調整規則 (令和2年福島県規則第68号)	【参考】福島県漁業調整規則 (昭和40年福島県規則第59号) (令和2年12月1日廃止)
<p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略</p> <p>第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域 (前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業 (海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。) を操業してはならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p>	<p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>●福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十五条 略</p> <p>第四十五条の二 次に掲げる区域 (前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、毎年十月十五日から十一月十四日までの間は、さし網漁業及び固定式さし網漁業 (第七条第一号ア又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。) を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p>

<p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p>	<p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p>
---	---

<p>第四十二條～第五十六條 略</p> <p>第五十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三條第一項、第三十四條から第四十二條まで、第四十四條第一項又は第四十五條第一項の規定に違反した者</p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條、第五十九條 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第四十二條～第五十六條 略</p> <p>第五十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三條第一項、第三十四條から第四十二條まで、第四十四條第一項又は第四十五條第一項の規定に違反した者</p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條、第五十九條 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>点イ 点アから百三十五度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから百三十五度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における鮫川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>第四十六條～第五十七條 略</p> <p>第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十五條、第三十四條第一項、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條から第四十一條まで、第四十五條、第四十五條の二、第四十六條第一項又は第四十八條第六項の規定に違反した者</p> <p>二～四 略</p> <p>2 略</p> <p>第五十九條、第六十條 略</p> <p>附 則 略</p>
---	---	---

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年 月 日(議案第1号 福島県漁業調整規則改正の公布日)

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智 光

福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和3年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和56年
 対象魚種 : サケ（回帰親魚）
 対象海域 : 主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

【指示発動までの経過】

- ・ 昭和49年に県の調整規則で河口付近の刺網漁業を禁止（45条の2）
- ・ 昭和55年に岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚確保が危惧された。
- ・ 遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

（福島県漁業調整規則第45条の2＝河口付近の禁止区域）

制 定：昭和49年
 発 端：本県サケ増殖団体からの要望（全沿岸域の沖合1kmをサケの禁止区域に設定）
 背 景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）
 経 過：海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討⇒現在の禁止区域で答申
 河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・ サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・ スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、（サケ資源増大の重要性に鑑み）指示発動を決議する。

【指示内容等の推移】

年度	禁止期間	禁止河口域
昭和56年度	10/15～11/14	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の 9河川
平成17年度	〃	増殖事業を終了した鮫川を対象外（H13度：最終放流、H16度：最終回帰）
平成29年度	〃	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	〃	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	〃	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
		福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し規則から削除。

令和3年度		操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。
-------	--	--